

## 第22回大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会 議事録

1 日 時 令和元年12月19日(木)午後2時～午後2時45分

2 場 所 南港市場 福利厚生棟2階 会議室

3 出席者

(委員) 加藤会長、入江委員、杉本委員、坂東委員、阪本委員、櫻本委員、大林委員、池田委員、種田委員

(以上9名)

(大阪市) 田端中央卸売市場長、中野企画運営担当部長、渡辺経営改善担当部長兼南港市場長、西田総務担当課長、小野企画担当課長、菅原将来戦略プラン担当課長、伊奈衛生管理担当課長、辻本食肉衛生検査所長

(以上8名)

4 議 題

○業務条例改正について

○その他

5 議事録

(司会)

皆様、定刻が参りましたので、ただいまから、第22回大阪市中央卸売市場南港市場運営協議会を開催いたします。

委員の皆様方には、公私何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私、本日の司会をつとめます、中央卸売市場担当係長の岡田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本運営協議会は、卸売市場法第13条に基づき、大阪市中央卸売市場業務条例第64条で設置し、市場の業務の運営及び施設の整備等に関する事項や業務条例の変更に関する事項について調査審議を頂くことになっております。

現在の委員は、お配りしております名簿のとおり12名で構成しており、現時点で9名、半数以上の御出席を頂いておりますので、業務条例南港市場施行規則第78条に基づき成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

また、本運営協議会は、本市の「審議会の設置及び運営に関する指針」に基づき、会議は公開にて行うこととなっており、会議録等については、ホームページなどにより公開することになっておりますので、よろしくお願い申し上げます。

傍聴の皆様には、受付でお渡しいたしました、傍聴要領に従い、円滑な協議会の運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。

本日お配りしております資料は、「次第」、「委員名簿」、「配席図」、「大阪市中心卸売市場業務条例改正について」資料1～4、参考となっております。

本日ご出席の委員の皆様は、任期満了に伴い、令和元年8月1日の一斉改選によりご就任いただいております。委員の任期は2年でございます。それでは、名簿順に私の方からお名前のみご紹介させていただきます。

加藤 委員です。

入江 委員です。

杉本 委員です。

坂東 委員です。

阪本 委員です。

櫻本 委員です。

大林 委員です。

池田 委員です。

種田 委員です。

なお、竹下委員、上田委員、本間委員におかれましては、御都合により、欠席となっております。

本市側の出席者につきましては、お手元の配席図に記載させて頂いておりますので、個々の紹介につきましては、省略させていただきます。

本市を代表いたしまして中央卸売市場長の田端よりごあいさつを申し上げます。

(田端市場長)

皆さん、こんにちは。中央卸売市場長、田端でございます。

本日は、年の瀬も見えて参りました大変お忙しい中、運営協議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本日の運営協議会、通算で22回目、今回の卸売市場法改正に伴いましては4回目になります。

皆様におかれましては、南港市場の円滑な運営をはじめ、市政の各般にわたりご理解、ご協力を賜っておりますことに改めてお礼申し上げます。

特に今年は、6月にG20大阪サミットがございました。

会場もこの南港市場から近いインテックス大阪ということもありまして、特に市場内事業者の皆様におかれましては、開場日も含めまして様々のご調整をいただき、ご理解、ご協力をいただきましたことを厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。

さて、本日の運営協議会でございますけれど、昨年の秋以降、市場内の事業者の皆様を中心にいただいたご意見も踏まえまして、条例改正案の骨子としてとり取りまとめました。

本日は、その案についてご審議をいただきたいと思っております。

そして、本日の運営協議会のご審議を踏まえまして、改めて私どもの方で条例案として整理して、来年2月、3月の大阪市会に条例改正の議案として上程をしたいと思っております。

そういう日程感で進めてまいりたいと思っておりますので、本日のこの運営協議会、非常に重要な位置づけになります。なにとぞよろしくお願いいたします。

また、この南港市場の整備につきましては、現在私どもで様々な調整をさせていただいている状況でございますので、改めて整理をいたしまして、来年の2月ぐらいをめどに、またお忙しい中恐縮ですけれど、運営協議会を開催させていただきたいと思っておりますので、こちらについてもよろしくお願い申し上げます。

本日の運営協議会のご審議、最後までよろしくお願い申し上げます。開催にあたってのご挨拶といたします。ありがとうございます。

(司会)

それでは、議事に入らせていただく前に、委員の改選後、初めて開催する協議会となりますので、業務条例南港市場施行規則第77条に基づきまして、委員の皆様の互選により、会長の選出をお願いしたいと存じます。

会長の選出についてでございますが、委員の皆様から御意見をいただきたいと存じます。ご意見はございませんでしょうか。

(杉本委員)

引き続き、加藤委員をお願いしたいと思います。

(司会)

ただいま、杉本委員より、加藤委員をお願いしてはどうかというご意見がございましたが、他に意見はございませんか。

(意見なし)

(司会)

特に御意見がないようでございますので、加藤委員をお願いすることにいたします。

それでは、加藤委員に会長をお願いしたいと存じます。

これより、議事の進行を加藤会長をお願いいたします。加藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

(加藤会長)

誠に僭越ではございますが、ご指名ですので会長をお引き受けしたいと思います。

本日は、「卸売市場法の改正に伴う条例改正」など、卸売市場を巡ってはですね、重要な案件が山積みかと思えます。皆様のご協力を得まして、少しでも市場活性化のために微力ながら尽力したいと思えますので、引き続きご協力をよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、本日の議題に入りますが、「大阪市中央卸売市場業務条例改正」について事務局より説明をお願ひしたいと思えます。

(中野部長)

大阪市中央卸売市場企画運営担当部長、中野でございます。

私の方から資料に沿いまして、ご説明の方をさせていただきます。座らせていただきます。

議案の「大阪市中央卸売市場業務条例改正について」についてご説明させていただきます。

まず始めにですね、お手元にお配りさせていただいてます資料、右肩に資料1と書いてある資料でございます。それをご覧になっていただきたいと思います。

これまでの経過についてでございます。

平成30年9月25日に開催いたしました運営協議会をスタートといたしまして、これまでに3回の運営協議会を開催させていただきました。

それぞれの運営協議会の内容につきましては、簡単に記載させていただいておりますのでご確認いただきますようお願いいたします。

そのうち前回の第21回、今年の7月11日の運営協議会におきまして、条例改正の方向性を提示させていただいたところでございます。

内容といたしましては、その他の取引ルールのうち第三者販売、商物分離、直荷引き等の規制は定めない方向性とし、それ以外のその他の取引ルール、例えば業務許可やせりの参加等につきましては、引き続き検討を行うことといたしました。

その後、令和元年10月から11月にかけて、本市ホームページにおきまして本市の方向性の案を掲載し、農林水産省のHPにもリンクを貼ることにより、広く取引参加者の皆様の御意見を募集して参りました。

このような経過を踏まえまして、本日の運営協議会において、条例改正案を提示させていただくところでございます。

続きまして、資料2、右肩に資料2と書いてある資料をご覧いただけますでしょうか。

条例改正の理由及び趣旨についてでございます。

「1 卸売市場法の改正に伴う大阪市中央卸売市場業務条例の改正」、これにつきましては、卸売市場法が改正されておきまして、その施行にあわせまして業務条例を改正する必要がございます。

「2 改正卸売市場法・基本方針に定める卸売市場の位置付け」についてでございます。

改正法及び基本方針におきましては、大きくは「卸売市場の役割・機能」「消費者ニーズ等への対応」「公共性の確保」が定められておきますが、内容の説明につきましては割愛させていただきます。

裏面をご覧いただきたいと存じます。

「3 本市の考え方」についてでございます。

本市中央卸売市場は、大都市圏における消費地市場であり、今後も食品等の流通の核としての役割を果たしていく必要がございます。

そのためには、流通構造の変化に対応して、取引の自由度を高めることにより、市場内事業者が持つ強みを発揮して集荷力・販売力を強化し、新たな需要の開拓や付加価値の向上に向け取り組むことで、「市場の活性化」を図り、より一層産地・市民等消費者から信頼され、選ばれる市場になることが必要と考えているところでございます。

また、安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給し、適正な価格形成を行い、市民等消費者のニーズに的確に対応して高い公共性を発揮し、「市民の利益」に資する必要がございます。

そこで、「市場の活性化」と「市民の利益」この2つを柱といたしまして、業務条例等の改正を行ってまいります。

「4 改正のポイント」についてでございます。

まず、1つ目は集荷力・販売力を強化して多様なニーズに柔軟・迅速に対応できるよう、基本的に取引規制は緩和することとし、第三者販売の禁止、商物一致の原則、直荷引きの禁止は条例で規定いたしません。

2つ目に、南港市場におきましては、市長がせり物品・せり割合を定めることで、せりを中心とした取引による価格形成機能を維持してまいります。

3つ目に、市長による卸売業者の許可及び仲卸業者・売買参加者の認定、関連事業者の使用許可を規定することで、売買取引秩序を維持し、市場機能を発揮してまいります。

4つ目に、取引の実績報告を義務づけることで、取引の実態を把握し、適切な指導監督につなげてまいります。

5つ目に、食の安全・安心を確保するため、品質・衛生管理に係る措置を規定いたします。

ただ今この5つ、改正のポイントをご紹介しましたが、具体的な条例の内容についてご説明させていただきたいと存じますので、資料3、右肩に資料3と書いてあります資料ですけれども、これをご覧いただきたいと思っております。

「業務条例の改正概要」でございます。

まず「1 条例の目的」についてでございます。

市場の設置、施設管理及び業務の遵守事項を定めて市場の健全な運営を確保して、取引の適正化と流通円滑化を図り、公正な取引の場として安定的に生鮮食料品等を供給する重要な役割を果たし、市民等の生活の安定に資することを目的としておりまして、改正法の趣旨を踏まえた内容にしているところでございます。

「2 開設者の責務」についてでございます。

本市が、開設者として市場を運営していくにあたりまして、その責務を明確にしております。

(1) 安定的に市場を運営することや、連携強化の取組み等市場の活性化措置を講じることに努めることを規定しております。

(2) 取引状況の把握や取引秩序維持の監督、(3) 差別的取扱いの禁止を規定しております。

「3 市場関係事業者」についてでございます。

(1) 定義につきましては、市場内の各事業者につきまして、規定しておるところでございます。

続きまして、2ページの方をご覧になっていただきたいと思います。

(2) 市場における事業者の役割について、それぞれ規定しております。

「4 卸売市場の業務の方法」についてでございます。

改正法では、開設者がどのような業務を行うのか、また、売買取引方法、決済方法といった基本的な事項を「卸売市場の業務の方法」として業務規程に定めることとされております。

具体的には、次の(1)から(5)を定めております。

(1) 開設者による差別的取扱いの禁止 (2) 開設者による卸売の数量及び価格等の公表 (3) 開設者による指導監督 (4) 売買取引の方法を定めております。

(5) 決済の方法につきましては、取引の決済は、速やかに行うこととし、支払期日は事業者間の特約により定めることとしております。

続きまして、3ページの方をご覧いただきたいと思います。

「5 取引参加者の遵守事項」についてでございます。

取引ルールについては、引き続き法の規制が残る「共通ルール」、そして、法に定めがなくなりましたが、本市として定める「その他の取引ルール」に大別されておるところでございます。

まず、改正法が定める遵守事項、共通ルールにつきましては、(1) 売買取引の原則・(2) 差別的取扱いの禁止・(3) 売買取引の方法・(4) 売買取引の条件の公表・(5) 受託拒否の禁止・(6) 決済の確保・(7) 売買取引の結果等の公表を定める必要がございます。

これらの規定はほとんどが現在も定められているものでございますが、(4) 売買取引の条件の公表につきましては、改正法に基づき新たに規定をしているところでございます。

(7) 売買取引の結果等の公表では、卸売業者は月ごとの委託手数料の受領額、奨励金等の交付額をインターネット等で公表することが、新たに加えられております。

続きまして、4ページをご覧いただけますでしょうか。

改正法が定める遵守事項以外の遵守事項、いわゆるその他の取引ルールにつきましては、先ほど3ページでご説明した、いわゆる共通ルール以外のもの、でございます。

具体的には、まず、(1)の市場内事業者の許可等につきましては、卸売業者への許可、仲卸業者及び売買参加者の認定を行うことで、参入制限を課し、取引秩序を維持してまいります。

また、取引規制は緩和するものの、取引状況等を把握するために、(2) 第三者販売の報告等・(3) 商物分離取引の報告・(4) 仲卸業者の直荷引きの報告を求めてまいります。

(5)の売買取引の結果等の市長への報告・(6)の卸売の記録の提出も引き続き求めてまいります。

続きまして、5ページの方へまいりまして、(7) 有害物品の売買禁止を定め、食の安全・安心を確保してまいります。

(8) 売買取引の制限を定め、不正な取引があった場合の対応を定めてまいります。

(9) 決済の確保のため、卸売業者からの資料提出を定めております。

(10) せり人の登録は、せり人の試験を廃止いたしまして、卸売業者がせり人を選任して市に登録する形に改めてまいります。

(11) 仲卸業者の事業報告書の提出・(12) 休開場日・(13) 生鮮食料品等の品質管理の方法については、現行と同内容で定めてまいります。

続きまして、6ページの方をご覧くださいと存じます。

「6 その他の改正事項」についてでございます。

運営協議会の設置につきまして、改正法では明記されなくなったものの、本市といたしましては、市場業務の運営に関し調査審議する場合は必要であると考えておりまして、引き続き運営協議会の設置を規定してまいります。

業務条例の改正概要は以上でございます。

なお、改正概要4ページ以降の、改正法が定める遵守事項以外の遵守事項、いわゆる法に定めのないその他の取引ルールを業務規程で定める場合、改正法に基づきまして、取引参加者の意見を聴いて定める必要がございます。

これまでも場内の各事業者の皆様からご意見を頂戴しているところでございますが、さらに10月26日から11月24日まで、本市ホームページや農林水産省のホームページを活用して、広く取引参加者の皆様の意見を募集しましたところ、1社から第三者販売の禁止を定めないことによる経営への懸念等のご意見がございました。

また、参考資料といたしまして、「条例等項目新旧比較(概要)」を添付しておりますので、こちらにつきましてはご参照いただければと思います。

次に資料4、右肩に書いております資料4をご覧くださいと存じます。

今後のスケジュールについてでございます。

本日ご審議いただきます業務条例改正につきましては、今後、本市の法務担当や国とも協議いたしまして、正式な条文にいたしまして来年2月の市会に業務条例改正案という形で上程させていただきます、そのうえで市会の方でご審議いただきまして、3月下旬に議決いただく予定としております。

市会で可決されましたら、来年6月21日の改正卸売市場法の施行と同時に改正業務条例も施行する予定となっております。

なお、具体的な業務手続きですとか、あるいは運用につきましては、規則や要綱等で定めてまいります。その内容につきましては、この間、皆様方からご意見を聴かせていただいで

おりますが、今後も引き続き、ご意見を聴かせていただいたうえで定めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

(加藤会長)

はい、ありがとうございます。

ただ今の事務局からの説明についてですね、ご質問、ご意見を頂戴したいと思います。

よろしく願いいたします。

(大林委員)

先ほどの中野部長からの説明で、法令と条例の違いはもちろんあるんですけど、今回、法に定める方向、条例の法改正の中で、要するに、僕らも、頭悪いからピンとけえへんのやけど、どの部分が改正されたのか、まあこれから決めてくんやけど、内容的にちょっと分からん節がところどころあるんやけれどね。

結局これは、他市場も同じような中で、地方自治体ごとに改正していくわけやね。

だから、地方地方にやっぱり内容は変わってくると思うんやけど、具体的な例は、他府県とかは全然違いは出てない、分からへんわけ、情動的には。

(加藤会長)

じゃあ、事務局、よろしく願いします。

(中野部長)

もうすでにですね、条例が上程されて可決されているところも、都市もございます。例えば京都市ですとか、東京都も先日、条例が可決されたというふうに聞いております。

そういった中で、今回の条例改正で、条例といいますか、法の、卸売市場法の改正で大きな改正点があるのは、特に第三者販売の禁止ですとか、商物一致の原則、それから仲卸は直荷引きの禁止、これが今まで法でも規定されていたことなんですが、今回、この3つにつきましては、法で規定がされなくなりました。

各市場におきましても、この3点を条例で定めるのか、定めないのかといったところで、かなり大きな議論がどの市場でもあったというふうなことはお聞きしているところでございます。で、都市によりましては、この3点を何らかの形で引き続き条例に規定する都市もございますし、今回私どものように全く規定しないという都市も多くございます。そういった中で、今、大林委員がおっしゃられましたように、それぞれの地方、都市ごとに定める、その都市の状況を踏まえて定めることというようになっておりまして、本市におきましては、この3つ



の規制につきましては今回条例で規制しないというようにさせていただいたところでございます。

この3つの規制、特にやはり大きく影響が出てくるのが、水産、青果に大きな影響が出てくるかと思えます。ただ、食肉の市場につきましては、取引形態がやっぱり水産青果と大きく変わっておりますので、この規制がないというようなことになりますけれども、それが取引において大きく影響が出てくるといったことは無いというふうに考えているところでございます。

(大林委員)

特に、産地とかと、例えば出荷相手先である大阪市と、だいぶ格差が出てくると思えますね。だから地方自治体ごとに内容は大幅に変わる要素があるっちゃうことですね、そしたら。地区によって。

(中野部長)

地方自治体の性格、例えば産地を抱えているとかいうようなこと、あるいはこの市場のそれぞれの特性、そういったものによってみなさんそれぞれ判断は分かれてきているというところでございます。まあ本市の場合は、消費地市場であるということと、それからやっぱり流通の、西日本の拠点というのは引き続き維持していきたいというような観点からも含まれてまして、このような条例案とさせていただきたいと考えているところでございます。

(加藤会長)

他に、ご質問ご意見はございませんでしょうか。

よろしいですか。

先ほどの大林委員のご発言も、意見というよりかはご質問といった、不明な点を確認していただいたことで、とくに異論とか反対意見というわけでは。

(大林委員)

じゃない、違います、違います。法改正のことがね、必要があるのかお聞きしたかったんでね。もひとつ問題あんねん、ちょっといいですか。

この中には全然謳われてないんやけど、要するに条例というのはひとつのルールですよ、これ。地方で定めるところのね、議会による。例えばまあ、我々は直接関係はないんやけど、コンプライアンスの問題とかね、ひとつのあの罰則規定があると思うんですよ。そういうところなんかもやっぱり改正する余地があるんですか。市会の中で。違反が出た場合とかそういう場合。

(中野部長)

違反ですとか、例えば、今回本市で許可を下ろす卸売業者、そこから認定を行います仲卸業者、売買参加者、こういった方々に対しての、例えばいろんな条例ですとか法に違反するようなことがあればですね、認可の取り消しですとか許可の取り消しですとか、そういった大きな罰則というのをございますし、それ以外に例えば取引の中でのちょっとこれはどうかというようなことにつきましては、その中身を確認させていただいたうえで、取引の指導監督というようなことになってくるかと思われまます。

(加藤会長)

他に、ご意見ご質問よろしいですか。

(阪本委員)

開設者による指導監督いうところなんですけども、それはいろんな問題が市場で起こった場合に、どこからどこまで指導され、監督されるんでしょうか。特に本年、南港市場においては色々とプラスになることじゃなく、マイナスになることは色々とあったと思いますから。まあ皆さんもよくご存じやと思うんですけれども、まあ確定はしておりませんけれども、どこからどこまで解明し、それを指導監督されるんでしょうか。

具体的なことは、ちょっと控えますけれども、実際問題大阪市の開設者として、当南港市場においては、全てのことが適正にやっていただき、またそれを指導監督されることが大阪市の行政としての使命じゃないでしょうか。お願いします。

(中野部長)

指導監督というところですけども、当然あの、条例等規制、まあ法令等で規制されている指導監督の内容というのをございます。その結果、先ほど申し上げました罰則ですとか、いろいろな形で規定されているものもあれば、特に法令等で規定されていないこと、いわゆる取引上のことであるとか、その他のことで、こういったことはいかがなものかというようなこともあるかと存じますけれども、それにつきましてはこれで規定されていない中で言いますと、ケースバイケースで指導のやり方も指導監督のやり方も変わってくるというところをございます。具体の中身、色々な事例があるかと思えますけれども、その事例全てにちょっとお答えするのは難しいかとは思いますが、それにつきましてはその時々で適切に市としても対応して参りたいというふうに考えております。

(阪本委員)

開設者の責務ということで、安定的な市場の運営と、これはもう大前提やと思うんです。我々も望むところですけども。本年のように前例のない色々、南港市場でこの年、そうですね2月ぐらいからかなり混乱がありましてね。卸会社の中で、従業員といわゆる執行役員の方

中での色々な問題とか、そういうようなものはオープンでなくても色々ニュースが入ってくるんですよ。我々買受人としたら、やはり荷受会社として本当に信頼してやっていただくというのが一番でありまして、我々買受人としては、そういう市場であってほしいわけです。

これは民間会社ですから、そのへんは行政が立ち入ることができないという部分もあることはあるでしょうけれども、やはりこの開設者として場内のことについては全て、やはりやるべきことはやっていただきたいなと思いますしね。

実際問題、補助金の不正の問題も出てますよね、今第三者委員会が立ち上がって、その結果はまだ出ておりませんが、実際、そういう不祥事ですから、補助金がいったん下りてそれをまた返済したと、返さないといけなくなったということですから、その顛末というのははっきり我々にはまだ何も知らされていないですよ。いろんなこと事情はあったり、誰がどうしたかとかいろんな面ですね、それは第三者委員会で明らかになると思いますけれども、どこまで解明するんですか。この開設者のこの南港市場内で起こったことですから、これは大きな問題やと思うんですよ。

#### (田端市場長)

まず、開設者による指導監督の意味合いということについて、最初にご質問があったと思います。本日の例えば、資料3の条例改正の概要に書かせていただいている指導監督。これにつきましては、卸売市場法の改正に伴う業務条例で、市場内の取引に関して指導監督を行っていきますということです。部長の方でお答えいたしましたように、これは我々開設者として、国の卸売市場法、それに基づく業務条例に基づいて、市場内の取引に関しては指導監督の立場でございますので、今後改正する条例に基づいて、細かいところはこれから規則要綱も作っていきますから、きっちりと指導監督を行い、市場の秩序、ルールが守れるように取り組んでいきたいと思っています。

また、経済取引には独占禁止法とか様々な法律の規制がございますので、それぞれの事業者は卸売市場法だけではなく、そういう経済的な法令の下にもあるかと思っておりますので、それはやっぱり市場に関係するプレーヤーとして、しっかりと守っていただきたいと思っておりますし、そこを守れなかったら、我々が関与できるところは関与させていただきますけれど、それぞれの法律の関係の中で所管官庁からの指導とかが出てくると思います。

今回、卸売市場法で大きく変わったのは、民間でも中央卸売市場を開設できるということでもありますけど、本日もご提案しておりますように、引き続き大阪市として、公設の市場として、開設運営していきたいと思っています。法改正が6月21日から施行されますけれども、補助金の例も今ご質問がありましたけれども、そういう信用面についてもよりいっそう産地とか市民、消費者から信頼いただけるような市場にしていく必要があると思っています。そういう立場で市場内の事業者の皆さんと共に、産地、市民、消費者の信用を裏切らないように取り組んでいきたいと考えています。

具体的にご質問があった補助金の問題ですけれど、市議会でも我々に対して質問されています。そういう意味で、市会の質疑としてすでに全部オープンになっています。我々もこの市場の中で起こったことにつきましては、説明責任がございますので、その責任が果たせるよう、必要な情報を調べて、また確認もして、産地や市民の皆さんから誤解とか不信を招かれないようにしっかり説明責任を果たしていきたいと思っています。またそういう過程で皆さん色々ご相談したり、ご意見を伺ったりすることもあるかと思っておりますけれど、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

(阪本委員)

ご説明はよく分かるんです。私、今この指導監督については、そら限度があると思ひますしね、ただ、我々南港市場を仕事場としてる者としましてね、そういう大阪の恥になるようなことはですね、開設者としてどうお考えなのかなということをお聞きしたかったんですけれどもね。補助金を不正があつて返して終わりという感覚ちゅうのはちょっと理解もできませんしね。第三者委員会でどういふ答えが出るかは、出てからのことでしょうけど、その辺は非常に我々は危惧しておりますし。よろしくお願ひします。

(加藤会長)

はい、ありがとうございます。他に。

(大林委員)

ええとですね、今回の法改正、これについては我々業者一同、何ら反対するあれもありませんから。

いずれにしてもね、今阪本さん言われたように、この市場でね、きれいな形でねオープンにしていきたいんやと。それから施設整備の問題もありますんで、これから先はやっぱりね行政の方も、ひとり、中野さんあんたずっと残っていつてや。最後までね。で、ずっと面倒見てくれや。そないせんと前に進まんわ、あんな人が変わつてばつかおつたらね。そこはちょっと、お互い三位一体となつてやらんかったらね、ええもんが出来上がらんと思ひますよ。我々も協力しますから、あなた方も協力してください。それだけお願ひしときます。よろしくどうぞ。

(田端市場長)

はい、ありがとうございます。本当におつしゃるとおりで、産地、消費者から信頼されるということが、基本の基本と思ひています。

2月にまたお諮りしますけれど、大きな施設整備がございまして、これについてもやっぱり多額の税金を投入するわけがございますから、なぜそれだけの整備をするのかという説明責任が我々がございます。今おつしゃつていただいたように、事業者の皆さん方と三位一体に

なって、それぞれの立場でお互いの強みを発揮して行って、相乗的にこの市場の、南港市場の魅力を出していくということが前提になってくると思いますので、そこのところはしっかりと開設者の立場で市場内の事業者の皆様方と認識共有できるように努力していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

(加藤会長)

それでは、条例改正については、基本的には反対のご意見はなかったということですので、本日、「大阪市中央卸売市場業務条例改正」について議題といたしましたが、資料の大阪市中央卸売市場業務条例の改正概要を運営協議会として、確認させていただきました。

ということで、この改正概要の内容で、最終的な条例案をとりまとめていただきますようお願いいたします。

では、次の議案の「その他」についてですが、事務局より何かございますでしょうか。

(小野課長)

事務局からは特にございません。

(加藤会長)

はい。事務局からは特にないということですので、本日の運営協議会はこれをもちまして閉会とさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

(司会)

ご審議ありがとうございました。

それでは、これをもちまして、本日の運営協議会を終了いたします。

お忙しい中ご審議を賜りまして誠にありがとうございました。

**【終了】**